

長崎県外国人介護人材居住環境整備支援事業補助金募集説明資料（R7）

1. 事業概要

介護施設を経営する者が、外国人介護人材用の住居を借り上げ、居住させるために必要な経費を補助する。

2. 補助対象者

長崎県内に所在する、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者であって、外国人材用の住居（以下「補助対象住居」）を借上げているもの。

3. 補助対象経費

外国人材の補助対象住居に係る当該年度における費用（雇用後1年以内に限る）で、賃借料、共益費（管理費）、その他知事が認めるもので、1戸あたり月額から居住者（外国人材）負担額を差し引いた額

4. 補助金額算出方法

① 1事業所あたり年200,000円 ② 1戸あたり月額から居住者（外国人材）負担額を差し引いた額に補助率（1/2）を乗じた額に補助対象期間を乗じて得た額のいずれか低い額の範囲内とする。ただし、外国人材1人あたりの月額補助上限額は15,000円とする。当該算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

<計算例1>家賃月額5万円の住居に雇用開始から1年間以内の外国人1名入居
外国人負担額月2万円の場合（補助対象期間9月）

① 200,000円

② $(50,000円 - 20,000円) \times 1/2 \times 9 = 135,000円$

※月額補助上限額は15,000円 $\times 9 = 135,000円$ で上限額内

→①>②なので②を採用し135,000円補助

<計算例2>家賃月額7万5千円の住居に雇用開始から1年間以内の外国人を2名入居
外国人負担額月1万円（補助対象期間9月）

① 200,000円

② $(75,000円 - (10,000円 \times 2名)) \times 1/2 \times 9 = 247,500円$

月額補助上限額は15,000円 $\times 2名 \times 9 = 270,000円$ で上限額内

→①<②なので①を採用し200,000円補助

5. 申請方法

以下の宛先に必要書類を郵送する

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

<申請手順>※(1)から順に行う

申請者	長崎県
(1) 交付申請	(2) 交付決定
※申請内容に変更が生じた場合 (3) 変更交付申請	※変更申請があった場合 (4) 変更承認
入居から12月経過後もしくはR8.4.10 (5) 実績報告	(6) 検査(原則、書面のみ)
—	(7) 交付額の確定
(8) 請求書の提出	(9) 補助金の交付

※実績報告は入居から12月を経過した日から起算して30日を経過した日又は、令和8年4月10日のいずれか早い日を期限とします。

<必要書類>

(1) 交付申請

- ①交付申請書
- ②経費所要額調(別紙1-1)
- ③事業計画書(別紙2-1)
- ④収支予算書(別紙3-1)
- ⑤暴力団排除に係る誓約書(別紙4)
- ⑥その他知事が必要と認める書類

添付書類：外国人介護人材の住居が確認できる書類

(在留カードの写し、住民票または住基カードの写し等)

補助対象者と受入事業所との間で締結する雇用契約書

外国人介護人材が入居する住居の賃貸借契約書

(3) 変更交付申請

※追加で外国人を受け入れるなど交付申請時から変更が生じた場合など該当がある場合のみ

- ①変更交付申請書
- ②経費所要額調書(別紙1-1-2)
- ③変更事業計画書(別紙2-2)
- ④変更収支予算書(別紙3-2)

(5) 実績報告

- ①実績報告書
- ②経費所要額精算書（別紙１－２）
- ③事業実績報告書（別紙５）
- ④収支決算書（別紙６）

添付書類：外国人介護人材の住居が確認できる書類

（在留カードの写し、住民票または住基カードの写し等）

補助対象者と受入事業所との間で締結する雇用契約書

外国人介護人材が入居する住居の賃貸借契約書、支出証拠書類等

(6) 請求書の提出

- ①請求書

7. 交付申請期限

・事業開始前月の１８日までに申請をお願いします。

（８月に事業開始する場合は７月１８日までに申請をお願いします。）

申し込み順等により調整を行いますが、予算の上限に達した場合は申請期限内でも受付を終了する場合があります。

また、事業開始日とは、「住居への入居と雇用開始日が重なる日」となります。

ただし、すでに入居及び雇用されている方について、７月分の家賃から申請をする場合は、
７月１日を事業開始日として、７月１日付の申請書にて７月１８日までに申請をお願いします。

8. その他注意事項

- (1) 補助金実施要領に従い事業を行ってください。
- (2) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額に応じられない場合があります。
- (3) 実績報告の期限は「補助事業完了日から 30 日を経過した日」または「令和 8 年 4 月 10 日」のいずれか早い日となります。
- (4) 交付決定後に着手した補助対象経費であっても、その補助対象経費を支払ったことが確認できる支出証拠書類（銀行振込受領書等）を用意できない場合、その経費は補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。
- (5) 補助金の支払いは、事業終了後の支払いとなりますが、R 8 年度まで補助対象期間が跨る場合は再度申請が必要となります。ただし、翌年度事業につきましては実施が確約できないことをご承知おきください。

- (6) 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて補助金の返還を求めます。
- (7) 本申請に係る書類一式については、事業が完了した翌年度から起算して5年間、保管してください。

【お問い合わせ先】

長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

TEL : 095-895-2440 FAX:095-895-2576

E-mail : kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp